

団体名：被害者支援センター「ハートラインやまぐち」

活動名：被害者支援活動

代表者 / 小嶋 容子

所在地 / 宇部郵便局私書箱 6 号

活動紹介

活動の目的

犯罪や交通事故等の被害者の方は、身体的にも精神的にも大きな傷を受け、回復までに長期を要するケースが多く、その上、被害直後から捜査や裁判への対応や居住・雇用の確保、家族関係の修復など、様々な問題と向き合っていかなければなりません。また、行政機関等には相談しづらいなどと孤立してしまうことも少なくありません。

そこで、私たちは、隣人として、社会の責務として、

- ・ 長期的な精神的サポートなど、行政だけでは解決できない分野の支援
- ・ 行政機関に相談しづらいなどと抵抗感を持っている被害者への支援

などを行うことを目的に、平成12年10月に被害者支援団体「ハートラインやまぐち」を設立し、本年5周年を迎えました。

これまでの活動の様子（内容）

ハートラインやまぐちの活動は「電話相談活動」、「広報啓発活動」、「研修活動」、「自助グループに対する支援活動」などがあります。

「電話相談活動」は、研修を積んだボランティア相談員が週2回（火曜・木曜日）様々な被害相談を受理し、各種情報の提供や専門家の紹介をはじめ、長期にわたる精神的サポートを行っています。このほか、適宜、「特別ホットライン」を開設するなど、可能な限りの相談活動を展開しています。

「広報啓発活動」は、毎年、犯罪被害者等を招き講演会やシンポジウムを開催するなどして、県民に対する被害者支援意識の醸成に努めています。なお、本年1月には、防府市で被害者遺族や県警察等との共同主催により「生命のメッセージ展 in 山口～やまぐち被害者支援～」を開催し、官民協働して被害者支援の必要性を訴えました。

「研修活動」は、被害者支援活動に必要な最新の知識、技能を習得するために、年間を通じて被害者や専門家を招いての研修や、県外研修会への参加などを行っています。昨年度は20数回の研修活動を行いました。

「自助グループに対する支援活動」は、交通事故被害者のご遺族からの協力要請に基づき、自助グループ設立への支援を行った結果、本年2月、県内初の自助グループ「交通被害者遺族の会」が設立されるに至り、以降も支援を継続しています。

活動の展望

昨年12月、「犯罪被害者等基本法」が成立し、民間支援団体の活動促進の必要性が規定されるなど、社会の民間支援団体に対する期待が高まる中、今後は支援ボランティアの拡充あるいは法人化など、体制強化を図る一方、相談日の拡充をはじめ、新たに面接相談や付添い支援を導入するなど、支援活動の充実を図り、「いつでもどこでも必要な支援を犯罪被害者に」の実現に向けて努力していきます。



電話相談活動